

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第3回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

1 日時

11月4日（火）午後1時00分（午後3時20分閉会）

2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

3 出席者

（委員）大内捷司（委員長），大島宏彦，大塚清明，河野正憲，山田万里子  
（敬称略）

（庶務）立川名古屋高裁総務課長，榎原名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）田近名古屋高裁事務局長

4 議題

- (1) 判事補から判事への任命及び判事の再任希望者に係る情報の取扱いについて
- (2) その他

5 議事

(1) 協議

- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第2回）議事要旨を確定した。
- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（中央の委員会という。）の第4回及び第5回の委員会の議事要旨の概要について庶務から説明がされた。
- ・ 他の地域委員会所管の裁判官で当地域委員会において情報の収集が求められる者の略歴カードの送付を中央の委員会に要望したところ，該当する裁判官の略歴カードが送付された旨庶務から報告がされた。
- ・ 判事補から判事への任命及び判事の再任希望者に係る情報に関し，情報提供の依頼方法及び寄せられた情報について庶務から報告がされた。
- ・ 弁護士会によりアンケート方式により寄せられた情報等の適格性の問題点

について地域委員長から説明がなされたところ、弁護士委員から、会が恣意的に情報に手を加え、又は会が評価を加えるなどの会の恣意的見解は提出された情報に含まれていないので、会から提出された情報に問題はないとの意見が述べられた。

- これに対し、情報が組織から、又は組織を経由して寄せられることの問題点や今回地域委員会が採った情報提供に当たっての提出方式は第三者からみると重要なことがらであること、次回からは当地域委員会から情報提供を依頼する際には、情報提供の方式が厳格である旨及びその方式を分かりやすく記載すべきであるとの意見等が述べられた。

- また、この点について他の委員から、次のとおり意見が述べられた。

日本語の「情報」には二つの意味がある。一つはインフォメーション＝具体的な生の情報であり、もう一つはインテリジェンス＝情報資料のことをいい、インテリジェンスはインフォメーションを要約したり、価値判断を加えて評価するなどして加工したものである。地域委員会が情報提供を依頼する際、依頼文書に記載した「具体的な事実」というのは、インフォメーションの趣旨である。アンケートは、その取り方により結果が異なるものであり、弁護士会によって取られたアンケートによる情報は、弁護士会という組織によって作成されたインテリジェンスであると認めざるを得ない。ところで、裁判官の人事に関する問題において必要とされている情報は、特定された具体的な事実でなければならず、インテリジェンスをもって人事に関する情報として取り扱うのは適当ではない。以上の趣旨から、アンケートによる情報は組織体によって作成された情報であるから不適當であるとしているのだと解され、今回のアンケート方式により提供された情報は裁判官の指名の適否に関する情報として不適當である。

- 弁護士委員から、弁護士会は、各弁護士の地域委員会への情報提供の便宜を図ったまでのことであり、一定の意識をもって取りまとめたのではなく、

会に恣意性はない，また，情報提供を求められた場合，求める情報に関し項目立てがなされているほうが情報を提供しやすいと考えられるので，今回はこの点をどうすべきか考える必要があるとの意見が述べられた他方，他の委員から，アンケートの場合，その項目立て，枠組みによって，結果が左右され得ることから，アンケート作成者の恣意性が入っているとと言われても仕方がないとの意見が述べられ，他の組織における意見聴取の機会にアンケート方式では誘導になるとして同方式が採用されなかった例が紹介された。

- 以上のやり取りの後，弁護士会から送付された情報も，組織が取りまとめた面があることなどから問題はあるものの，今回は新しい制度の立ち上がりということも考慮して，中央の委員会に送付し，情報の適格性については同委員会の判断に委ねることとされた。
- 段階的評価及び自由記載部分について，中央の委員会への送付の要否につき審議され，弁護士委員から，段階的評価も具体的事実と併せて記載されている場合は，自由記載部分にある具体的事実の程度をはかる資料としての意味はあるのではないかとの意見が述べられたが，段階的評価部分記載の数値は専ら主観的なものであり，指名の適否の基礎となる事実が記載されていないので，指名の適否の判断の基礎となし難いため，中央の委員会への報告の対象外とし，具体的な事実の記載のみを同委員会へ送付することとされた。
- 10月20日の締切を経過後，寄せられた情報，情報の提供を依頼していない弁護士会所属の弁護士から寄せられた情報であっても，そのことのみで中央の委員会に送付しない取扱いにすることはしないこととされた。
- 寄せられた情報の内，裁判官としての適格性について積極の方向の情報については，基本的に送付しないが，重点審議者に関するものであったり，他に消極の情報を送付する者に関するものの場合は，併せて送付することとされた。
- 主観的な判断のみの情報，裁判官としての適格性に影響を及ぼさない情報

は送付しないことが確認された。

- ・ 裁判官の判断内容に関わる事項が含まれている情報であっても、裁判官の裁判手続運営能力に関する事実が記載されているものであれば、意見を付すなどの方法とも併せて、個々の情報に応じて送付の要否を検討することとされた。
- ・ 当地域委員会に寄せられた個々の情報について審議され、中央の委員会に送付するもの及び地域委員会のコメントを付して送付するもの並びに送付しないものが定められた。
- ・ 送付方法については、表形式を用い、必要なものにはコメントを付すこととし、コメントの記載方法については、地域委員長に一任された。送付前に地域委員長は委員長代理の確認を得て、送付することとされた。
- ・ 中央の委員会への報告期限が11月14日であることから、本日の委員会終了後から11月14日までに当地域委員会に寄せられた情報については、地域委員長と地域委員長代理において、本日の審議結果の趣旨に沿って、それぞれの情報を検討して送付の要否を決定することとし、問題がある場合は各委員に諮ることとされた。

(2) 次回の予定等について

次回期日は、平成16年2月2日（月）午後1時30分とされた。